

国保

1月から出産育児一時金が

38万円になります

国民健康保険の被保険者が出産をしたときは、1児ごとに35万円が、出産育児一時金として支給されてきました。この出産育児一時金は、1月から産科医療補償制度が創設されることに伴い、3万円増額し38万円となります。

なお、産科医療補償制度に加入していない分娩機関で分娩した場合は、これまでと同様に35万円の一時金が支給されます。

出産育児一時金

被保険者が出産をしたとき、1児ごとに支払われます。多生児を出産したときは、胎児数分だけ支給されます。つまり、双生児の場合は、出産育児一時金は2人分になります。

産科医療補償制度

この制度は、分娩機関が1分娩当たり3万円の保険料を損害保険会社に支払い、通常の分娩で脳性麻痺になった子どもに対して、補償金3,000万円(一時金600万円、年120万円×20年間)が支払われる仕組みです。制度加入分娩機関は、日本医療機能評価機構や県のホームページで公表されます。

※県内の分娩機関は全て制度に加入しています。

問合せ先 市民生活課 年金・医療担当

「後期高齢者医療制度」、「国民健康保険」の保険料(税)の納付方法が自由に選べるようになります

保険料(税)を年金から天引きで支払っている方の中で口座振替を選択できる方は、直近2年間に国保税の滞納がなく、世帯主または配偶者の口座から納付できる方などとなっています。

4月からは、年金収入の多少に関係なく、口座振替のための要件も撤廃し「後期高齢者医療制度」「国民健康保険」の保険料(税)とも、口座振替が年金天引きかを自由に選べることになりました。なお、口座振替で納付を希望される方は、申請が必要となります。

「後期高齢者医療制度」の被保険者(本人)のうち口座振替を希望する方で1月中に申請が必要の方は・・・

①現在、保険料を年金から天引きで支払っている方、もしくは②平成20年6月2日から10月1日の間に75歳になった方。

「国民健康保険」の被保険者(世帯主)のうち口座振替を希望する方で1月中旬に申請が必要な方は・・・

①現在、保険税を年金から天引きで支払っている方、もしくは②平成20年4月2日から10月1日の間に65歳になった方で、かつ、世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満である方。

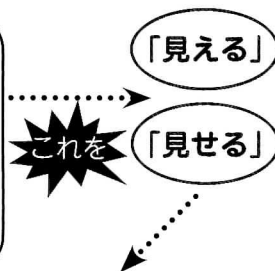
申請・問合せ先

市民生活課 年金・医療担当
税務課 市民税担当

「見える化」とは・・・

企業の競争力を高めるため、現場や組織の「見えない」「見せたくない」部分を「見せる」ことにより、最前線の現場の「根っこ」から業務改善を図る取り組みをいいます。

～見せたくないもの～
クレームや失敗、事故などの「悪い情報」
原価や技術情報などの「守秘性の高い情報」
一部の組織の中や人に「囲い込まれている情報」など



最前線の現場の「根っこ」から改善＝意識改革

本質的な競争力を高める＝業績向上

講師紹介
早稲田大学商学部卒業。米國ボストンカレッジ経営学修士(MBA)、三菱電機株式会社、米系戦略コンサルティング会社を経て、現職。
欧州系最大の戦略コンサルティング・ファームであるローランド・ベルガーの日本法人会長として、戦略策定のみならず実行支援を伴った「結果の出る」コンサルティングとして高い評価を得ている。
主な著書に「見える化」、「現場力を鍛える」などがある。

「見える化」研究の第一人者



百聞は一見にしかず

どなたでも自由に参加できます！
特に企業の方必見！



市民と職員が一緒に学ぶ！ Part II

トット企業の業務改革を学ぶ 「見える化」講演会

8月に市民と職員がいっしょに学ぶ！Part Iとして、「事業仕分け」講演会を実施したところ、多くの市民に参加をいただき、職員とともに勉強することができました。今回は、その第2弾として、トット企業などで行われている業務改革のひとつ「見える化」を勉強します。多くの市民の参加をお待ちしています。

テーマ 「見える化」の本質を理解し、強い組織へ変身！

日時 2月2日(月)午後2時～4時

場所 都留市役所3階 大会議室

講師 遠藤 功 早稲田大学大学院商学研究科教授、(株)ローランド・ベルガー日本法人会長

申込方法 資料作成のため1月28日(水)までに電話、ファックス、メールなどでお申し込みください。

主催 市・県市町村職員研修所

主 催 市・県市町村職員研修所

申込・問合せ 政策形成課 企画担当 FAX(45)5005

Eメール kikaku@city-tsuru.lg.jp